

選択的夫婦別姓制度の 実現に向けて

—議論の歴史と論点—

2025年10月11日

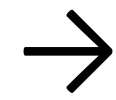
弁護士 榊原富士子

内 容

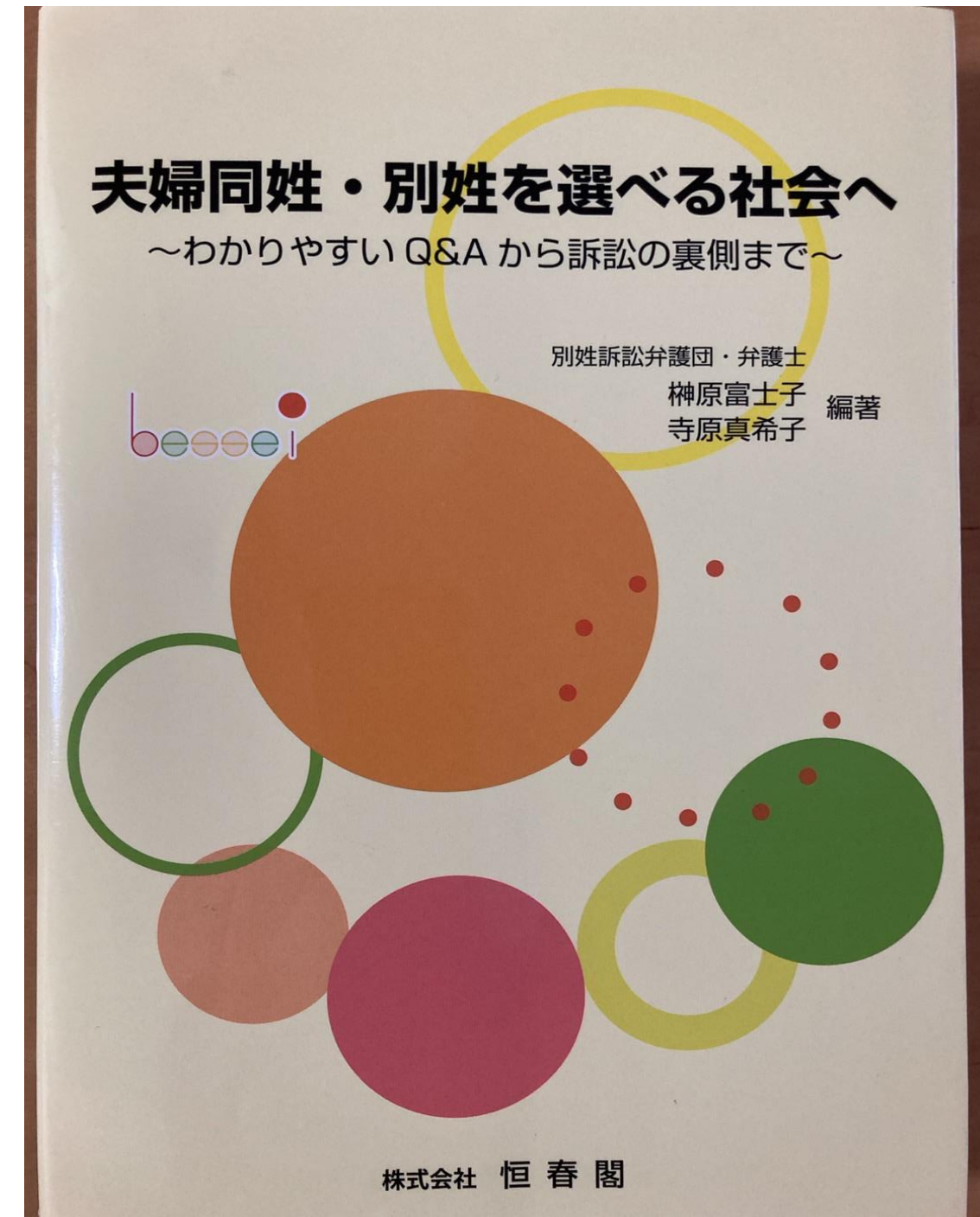
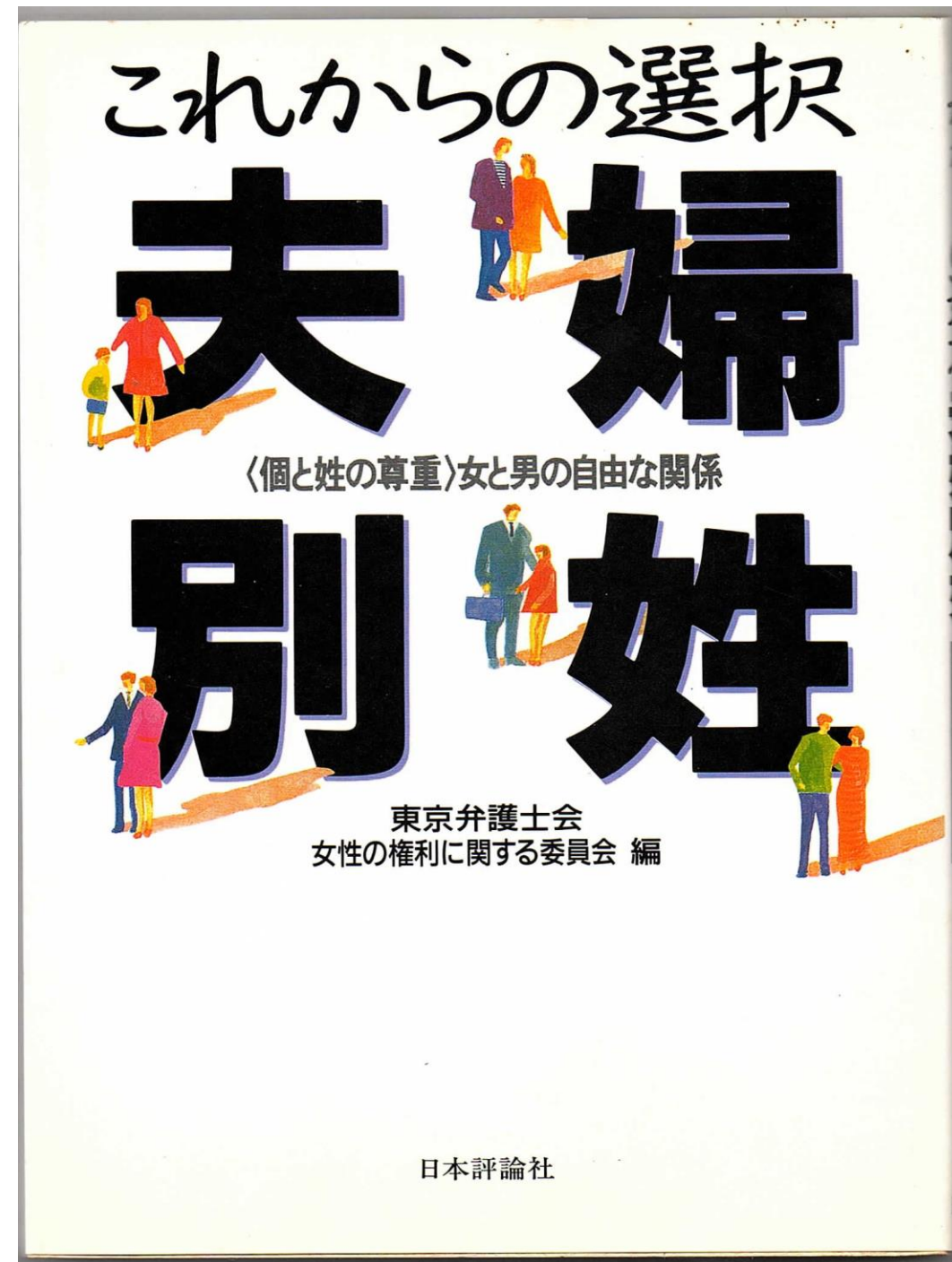
- 簡単な自己紹介と裁判紹介
- 戦後1946年からの議論
- 世論調査(2択) 若年層の約8割が賛成
- 2択調査と3択世調査の乖離
- 令和3(2021)年内閣府世論調査の問題
- 通称使用拡大の現状と限界
- 旧姓通称法案とは何か その問題点
- 氏名の権利とアイデンティティ²
- 世界では「氏を保持する権利」が確立
- 最高裁判所の女性裁判官割合

- 1981 東京弁護士会登録
- 1984 選択的夫婦別姓をすすめる会
- 1986 東京弁護士会で初のシンポ「夫婦別氏を考える」
- 1988 通称使用訴訟提訴 原告関口礼子さん 被告図書館情報大学(筑波大学へ統合)
- 1998 東京高裁 発展的和解
- 2015 通称使用訴訟提訴 私立中高教員
- 2017 東京高裁で和解
- 2011 一次別姓訴訟提訴(東京)
- 2015 最大判(合憲10人 違憲5人)
- 2018 二次別姓訴訟提訴(東京・立川・広島) 他に青野訴訟・子連れ再婚訴訟提訴
- 2021 最大決(合憲11人 違憲4人)
- 2022 最三小決(合憲3人 違憲2人) のべ10人が違憲
- 2022 海外での別姓婚訴訟 東京地裁判決(理由中で婚姻有効)
- 2024 三次別姓訴訟提訴(東京、札幌)
- 2025 海外別姓婚(家裁審判事案)、最高裁判所第一小法廷に係属中

1990年



2022年



一次訴訟 最高裁判決 2015年12月16日



第三次 夫婦別姓訴訟



東京地裁へ 2024.6.27



札幌地裁へ 2024.10.21

裁判資料とクラファン

[https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL\[\]=match+comp&items_id=I0000131](https://www.call4.jp/search.php?type=material&run=true&items_id_PAL[]=match+comp&items_id=I0000131)

別姓訴訟を支える会 <https://bessei.net>

合憲から違憲へ 最高裁判決の変更例

—少数意見は未来の多数意見—

- 1 刑法尊属殺 重罰規定 1950年合憲 →1973年違憲 23年
尊属殺 死刑または無期懲役
普通殺 死刑・無期・3年以上懲役(現在は5年以上拘禁)
- 2 婚外子相続分 1995年合憲(15人中違憲5人) →2013年違憲 18年
- 3 再婚禁止期間6か月 1995年合憲(5人中違憲0人) →2015年違憲 20年
- 4 夫婦別姓は? 2015年合憲(15人中違憲5人) →〇年違憲?

2021年二次決定 多数意見(合憲)の補足意見

一般論として、この種の法制度の合理性にかかわる事情の変化いかんによっては、本件各規定が上記立法裁量の範囲を超えて憲法24条に違反すると評価されるに至ることもあり得るものと考えられる。

議論は1946年から

1946 金森国務大臣「封建制度風の遺物をも綺麗に掃除」 夜明け前

1947 憲法5月3日施行

憲法13、14、24条(個人の尊厳・両性の平等)に抵触する民法は、
47年末失効の「応急措置法」でしのぐ

家制度廃止が急務 計322条分の民法を半年で改正

起草委員会での夫婦別姓論(中川善之助東北大教授 民法)

全会一致の付帯決議 第一回国会衆議院司法委員会 1947年10月27日

「本法は、可及的速やかに将来において更に改正する必要があることを認める。」

1948 1月1日改正民法施行

「家破れて氏あり」(宮沢俊義 憲法)

「夫婦が同じ氏になるという要求は、これまた家制度的なものに根ざしている。

将来、女性の地位が高くなり、個人の自主独立が確呼としてくれば、当然問題に
されるに違いない点だと思う」(中川)

1954 法務大臣は法制審へ一般的諮問10号 → この回答が42年後の96年答申
民法部会小委 親族法全般の調査・審議開始

1955(昭30)・1959(昭34) 仮決定及び留保事項を公表 (選択的夫婦別姓を含む)
改正要綱立案に至らず ー高度経済成長時代ー

片働きから共働き主流へ

図12 専業主婦世帯と共働き世帯 1980～2023年



資料出所 総務省統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

注1 「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

2018年以降は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。

注2 「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

注3 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

注4 2018年～2021年は2020年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

- 1974 結婚改姓に反対する会(市川房枝、佐々木静子ら) 官民の動きが活発化
- 1975 女性差別撤廃条約成立(16条g 姓の選択の平等)、国連婦人の10年スタート
選択的夫婦別姓の最初の国会請願
- 1976 婚氏続称制(離婚時の選択制) 民法767条 佐々木静子議員 2022年には45%が続称
- 1980 民法改正 配偶者相続分1/3から1/2へ・寄与分創設 婚外子相続分平等化案は削除
参議院法務委 参考人3人が選択的夫婦別姓の質疑
- 1984 国際結婚 別姓から同姓別姓選択制へ
各地に選択制を求める市民の会(東京、大阪、千葉、あいち、福岡・・)
- 1985 女性差別撤廃条約 批准
- 1988 赤松良子CEDAW委員 日本政府が一步をすすめるべき時期と発言
- 1988 NHK氏名権訴訟 最判「氏名は人格権の一内容」
- 1988 通称使用裁判提訴
- 1989 婦人問題企画推進有識者会議 高橋展子(80年に条約署名)「夫婦別姓 調査検討します」
- 1991 婦人問題企画推進本部 国内行動計画改定 「夫婦の氏・・見直しを行う」
- 1991 法制審身分法部会で審議再開(婚姻・離婚法) 1954年諮問の続き
92中間報告、94要綱試案、95中間報告 公表ごとにパブコメ
- 1993 大阪府教委 旧姓での辞令認める
- 1994 文部省公務員の通称使用認める(赤松文部大臣による)
- 1996 法制審答申・民事行政審議会答申 閣議にかからず提出見送り → ここから29年

氏名権を認めた最判

最高裁昭和63(1988)年2月16日 第三小法廷判決 NHK日本語読み事件

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別する機能を有するものであるが、同時にその個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するというべきものである

1975年9月のテレビのニュース番組で、上告人の崔昌華(チヨエ・チャンホア)さんがあらかじめ表明した意思に反して、アナウンサーが「サイ・ショウカ」と呼称したことへの謝罪及び慰謝料請求等を請求した事案

さまざまな市民グループ 96年頃



96年頃の反対運動

「結婚制度」自体が崩壊へと進み
既婚夫婦でも対立と離婚騒ぎが

正規の結婚も同棲も、外見上は見分けがつきません。夫婦の絆を固める厳粛な通過儀礼である、「婚姻改姓」を経ない別姓夫婦にとって、結婚は単なる男女の野合に近くなります。それは事実婚の流行、離婚による母（父）子家庭の急増、性道徳の退廃から、やがて結婚制度それ自体の崩壊へと進んでしまします。また施行一年以内に既婚夫婦も別姓へと変更が出るため、このことが夫婦の間に争いの種をまき、離婚騒ぎが増えることは必至です。

「親子の一体感を弱め、
子供に精神的負担を与える

別姓夫婦の子供は、自分と異なる姓をもつ父か母をもたねばなりません。このことが子供に精神的負担を与え、親子の一体感を弱めます。また改正案では、別姓の子は20歳になると自ら姓を変更出来ますが、このことにより、子供の姓を巡っての夫婦間でのむい合い、親や子供へのサービス合戦という従来の親子関係では考えられない事態も起こります。

「家系はおおいに乱れ、
老人扶養やお墓はおろそかに

「僕は田中、お父さんは後藤、お祖父さんは木村」と、別姓夫婦が二世代、三世代と続いた場合、このような家系の大混乱が生じ、「家」軽視の風潮は決定的となります。家を尊重する意識が希薄となれば、祖先のお祀りやお墓の維持に重大な影響を与え、老人の扶養意識は薄れて、我が国の福祉制度を補完してきたともいえる「三世代同居」の風習もないがしろにされます。

「新たな女性差別が生まれる

夫婦別姓制は、女性を社会的不利益から守るものとされています。しかし、夫と異なる姓を主張する嫁を、夫の親や親族が冷たくあしらひ、同族とは認めず親族からつまはじきにするような、新たな差別の風潮を生みだす可能性も十分あります。女性を助けるどころか、老年を迎えた女性自身の不利益を招く問題なのです。

「日本を守る
国民会議」の
96年ちらしの
抜粋

97年日本を
守る会と統一
し、日本会議
に改組

1996年～現在

1996年以降

改正動きと通称拡大

1996	内閣府世論調査に「 通称使用 」の選択肢が追加
1997～	議員立法提出続く 2022年までに 計27回
1999	男女共同参画社会基本法
2000	男女共同参画基本計画(一次)「選択的夫婦別氏制の法改正・検討を進める」
2001	国家公務員(一般職) 旧姓通称使用開始 94年に文部省で先行(赤松大臣指示)
2001(平13)	小泉内閣 森山真弓法務大臣 与党内で改正の動き 与党 公明党からも 法案提出
2002	森山大臣指示 法務省は「 例外的夫婦別氏制法案 」準備
2002	男女共同参画学協会
2003	衆議院法務委 参考人(大森、森、榊原、民部) 自民法務部会で合意できず、法案流れる
2009	民主党政権
2010	法務省は96答申を踏まえた 改正法案 準備 提出にいたらず
2011	別姓訴訟提訴(一次)
2012	二次安倍内閣

本格的裁判・通称拡大・国会審議へ

- 2015 別姓訴訟一次 最大判（通称使用で不利益緩和を合憲理由の1つにする）
- 2017 裁判官・検察官も、**通称使用**可能に
桜井裁判官（戸籍姓）、宮崎裁判官（通称）、森まさこ法務大臣（戸籍姓）
- 2018 運転免許証に**旧姓併記**。**通称拡大策へ**
住民票・マイナカードに旧姓併記。
- 2021 パスポートの旧姓併記 要件緩和
内閣府世論調査 質問事項変更
- 2020 男女共同参画基本計画**第5次** 4次までであった**選択的夫婦別氏制が消える**
「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史、家族の一体感、子供への影響を考慮」
- 2022 衆議院 立憲・国民民主・共産・れいわ新選組による法案提出
- 2024 経団連, 経済同友会など経済5団体から改正提言
- 2025 217国会 3法案（立憲、国民、維新） 提出 28年ぶりに衆議院法務委で審議入り
継続審議に
- 2025 男女共同参画基本計画**6次** 素案 「引き続き**旧姓の通称使用の拡大**」 令7末策定予定

最近の世論 と 世論調査の問題

「世論」の意義と注意点

- 1 世論調査は、質問方法・データのまとめ方により結論は変わる。 惑わされない読み方を。
- 2 人権の問題は、世論や多数決により決するべきではない
少数者の人権は、多数者には気づかれにくい
ex 2013年最大決 婚外子相続分差別違憲
2012世論調査では法改正反対35.6%＞賛成25.8% だった
ex 大阪高判2025年3月25日「同性婚に対する国民感情が一様でないことは、同性婚を「法制化しないことの合理的理由にはならない」
- 3 法の根拠となった立法事実は変化する(社会の状況や国民意識の変化)
事情変更による合憲から違憲への判例変更が行われてきた

2021二次合憲意見裁判官の補足意見

「一般論として、この種の法制度の合理性にかかわる事情の変化いかんによっては、本件各規定が上記立法裁量の範囲を超えて憲法24条に違反すると評価されるに至ることもあり得るものと考えられる」

世論調査 民間2択 2024～2025年 6～7割が賛成

調査主体	回答者	賛成割合	調査時期
TBS NEWS23	全年齢男女	74.9%	2024. 2
NHK	18歳以上の男女	62%	2024. 4
	60代以下	いずれの年代も 70%台	
共同通信	18歳以上の男女	76%	2024. 3-4
朝日	全有権者男女	73%	2024. 7
	女性	79%	
	30代	87%	
NHK	18歳以上男女	59%	2024. 7

調査主体	回答者	賛成割合	調査時期
日経 テレビ東京	全有権者男女	69%	2024. 7
	18～39才	8割	
FNN	全有権者男女	66. 6%	2024. 7
	20代以下女性 30代女性	93. 3% 79. 4%	
毎日	18、19歳 20代 30代 40代 50代 60代 70以上	79% 77% 74% 72% 71% 69% 54%	2024. 9
日本テレビ 読売		67%	2024. 10
共同通信		59. 4%	2025. 1

調査主体	回答者	賛成割合	調査時期
朝日新聞	全有権者男女	63%	2025.2.15-16
	18～29才	80%	
共同通信	18歳以上の男女 3000人	71%	2025.3-4
	30代女性	85%	

2択質問の世論調査で この2年

全体 賛成 6～7割

20～30代女性(当事者) 賛成 8～9割

若年層 男女 賛成 8割

これから結婚する未婚女性は圧倒的賛成 —もう1つの国の調査 2択で質問—

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所
「第7回全国家庭動向調査」2022年実施

「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」
単身未婚女性の85.3%が賛成

2択・3択 問題

2024年より 3択調査が民間にも

内閣府 1996年より3択(「通称制度」加える)

読売 2024年より3択(「通称拡大」加える)

産経・FNN 2025年より3択(上に同じ・1～4月毎月)

NHK 2025年3択²⁵(「通称制度」加える)

内閣府調査の問題① 1996年より3択化 一見中庸にもえる「通称」が選ばれやすい
 下記は2021(令3)年調査

(問) 現在の制度である夫婦同姓制度を維持すること、選択的夫婦別姓制度を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度を設けることについて、どのように思うか				
	選択的夫婦別姓制度を導入 した方がよい	現在の制度である夫婦同 姓制度を維持した上で、旧 姓の通称使用についての 法制度を設けた方がよい	無回答	現在の制度である夫婦同姓 制度を維持した方がよい
令和3年 12月	28.9%	42.2%	1.9%	27.0%

2017(平29)年までの世論調査 内閣府

(問) 現在は、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗らなければならないことになっているが、現行制度と同じように夫婦が同じ名字(姓)を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字(姓)ではなく、それぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めた方がよいという意見があるが、このような意見について、どのように思うか				
	法律を改めて もかまわない	通称として使えるように 法律を改めることについて は、かまわない	わからない	現在の法律を改める必要は ない
平成8年 6月	32.5%	22.5%	5.1%	39.8%
平成13年 5月	42.1%	23.0%	5.0%	29.9%
平成18年 12月	36.6%	25.1%	3.3%	35.0%
平成24年 12月	35.5%	24.0%	4.1%	36.4%
平成29年 12月	42.5%	24.4%	3.8%	29.3%

「選択的夫婦別姓に関する資料」令和6年12月 衆議院調査局法務調査室 75頁

令和6年調査は、上記従前調査と質問を変更したので、シンプルに経年変化の比較できない。

3択質問の世論調査の問題点

2つの別問題を混在させて質問している

- ①選択的夫婦別姓制度導入の賛否
- ②旧姓通称使用の拡大や法制度の賛否

3択の方が 選択的夫婦別姓の導入賛成が減る(ように見える)

しかし、回答者の多くは、①と②は相反すると考えていない。→毎日新聞調査

②は何か、あいまいなまま、そもそも「どこでも旧姓単記」は実現可能な法案なのか説明せずに質問している。

毎日新聞の調査が証明 2025年1月18～19日

<https://mainichi.jp/articles/20250204/k00/00m/010/086000c>

選択的夫婦別姓制度の導入と旧姓の通称使用の拡大のそれぞれについて、賛否を聞き、それぞれの賛否の組み合わせについて分析

選択的夫婦別姓制度の導入に賛成 42%
うち旧姓使用の拡大にも賛成 90%

旧姓使用の拡大に賛成 62%
うち選択的夫婦別姓の導入に賛成 61%

どちらかに賛成の人は、他方にも賛成している傾向が強い。

制度導入も、旧姓利用拡大も賛成 38%

制度導入は反対、旧姓利用の拡大は賛成 11% cf内閣府調査 42.2%

内閣府調査の問題② 3択にするなら、選択肢4（選択制+通称拡大）も必要

問 1 2 の 選 択 肢 に つ い て		
	現在の制度である夫婦同姓制度を維持	選択的夫婦別姓制度の導入
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要はない	選択肢1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	選択肢3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要がある	選択肢2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい	

しかし、どの選択肢もほしい 選びたい

夫婦同姓

夫婦同姓
+
旧姓を通称使用

31

旧姓併記
旧姓単記

夫婦別姓

問 1 2 の選択肢について

	現在の制度である夫婦同姓制度を維持	選択的夫婦別姓制度の導入
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要はない	選択肢1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	選択肢3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要がある	選択肢2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい	選択肢4 がない！ 選択的夫婦別姓を導入し、かつ旧姓の通称使用拡大をした方がよい

令和3年内閣府調査の問題③ 反対へ導く設問

選択的夫婦別姓の法改正の賛否を聞く直前に、
子どもへの悪影響のみを問い、良い影響を問わない

問10 あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦の間の子どもへの影響
の有無 について、どのように思いますか。

選択肢は下記の2択のみ

- 1 子どもにとって好ましくない影響があると思う
- 2 子どもに影響はないと思う

← 3「子どもにとって好ましい影響があると思う」という選択肢はない

令和3年内閣府調査の問題③

問11 夫婦別姓が**子どもに悪影響**を与えると答えた者に対する更問

夫婦の間の子どもにとって好ましくない影響があるとの意見の中には、次のような意見がありますが、影響があると思うものを選んでください。（複数選択可）

- 1 家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される
- 2 名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える
- 3 友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる

↑ **好ましい影響の質問や選択肢（たとえば下記）がない**

- 1 事実婚の父母が法律婚をすることにより、当然に共同親権になり親子関係安定
- 2 子が、父母どちらの姓も承継できるようになる
- 3 別姓親子が普通の存在になり、離婚・再婚・事実婚・国際結婚などさまざまなケースの別姓親子やきょうだいへの偏見がなくなる（子は特別視されず嫌な思いをしなくなる）

内閣府調査の問題④ 回答者の年齢構成のかたより

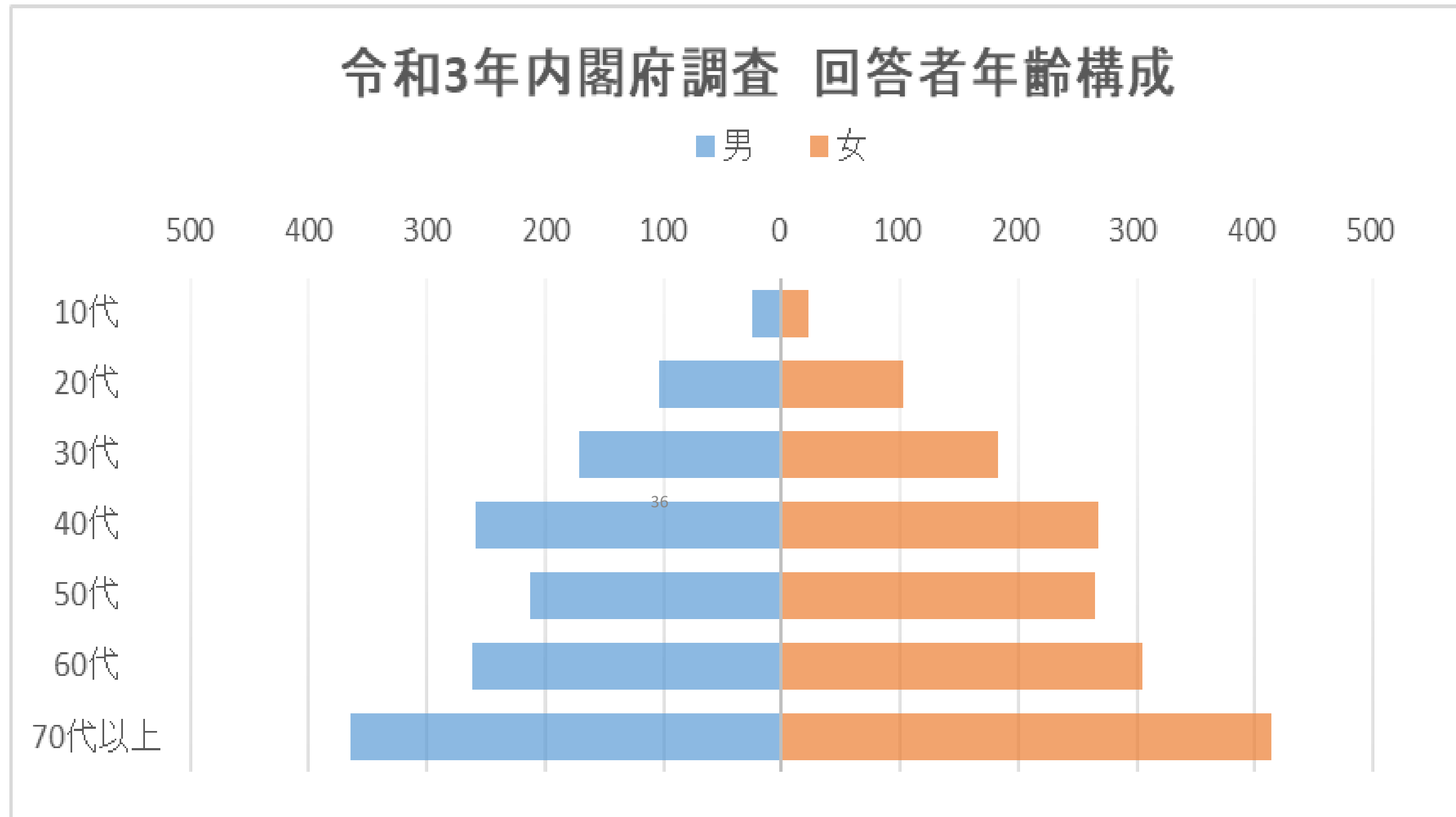
回答者数 60歳以上が45.1%

婚姻者数 59歳以下が98%

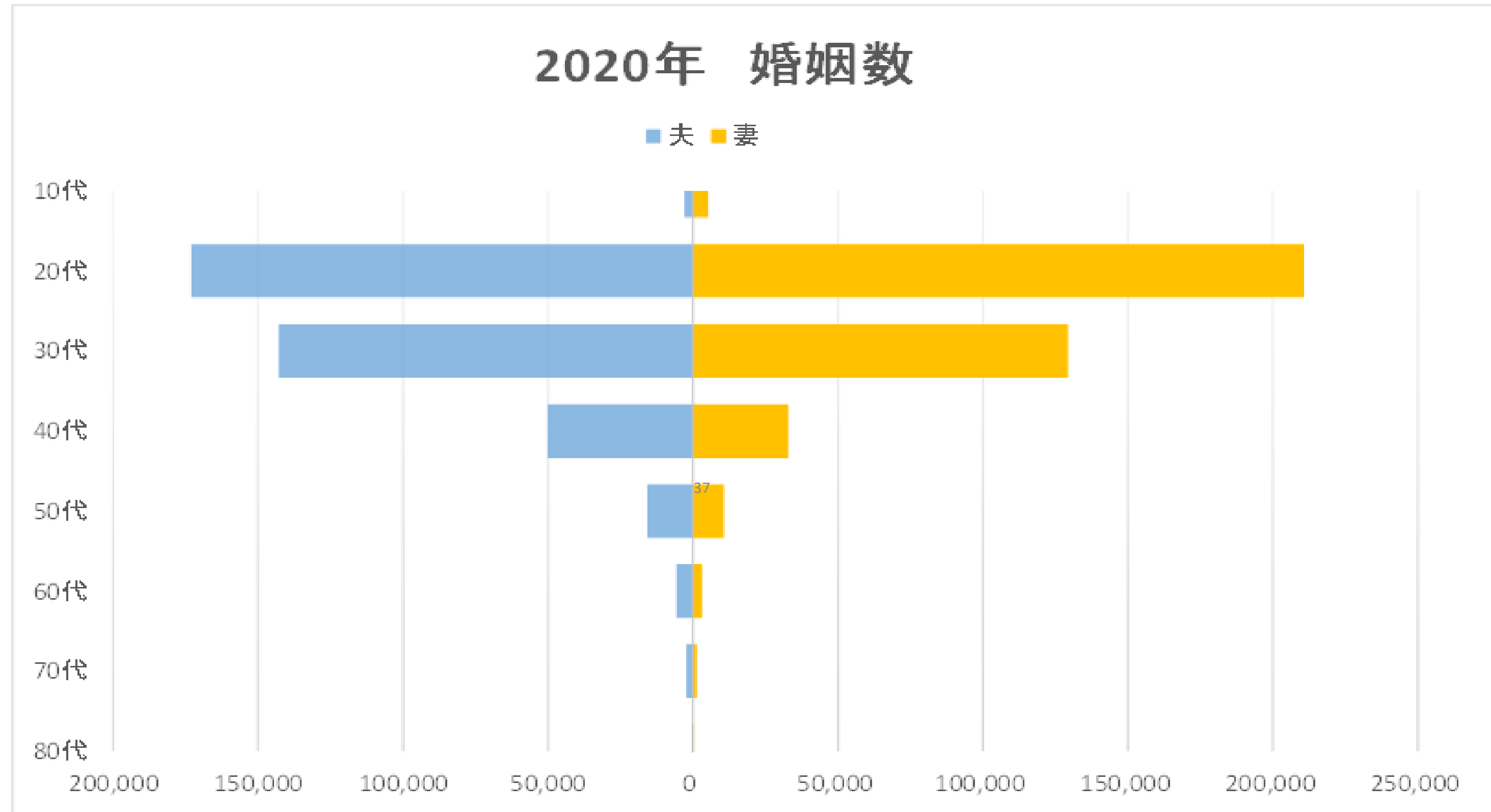
初婚年齢平均 2020年 男31歳 女29.4歳

婚姻年齢層は、氏の自由化をもとめているのに、反映されにくい。

回答者数は、60歳以上が45%



婚姻者数は、59歳以下が98%



民間3択調査の回答者年齢はどうか？

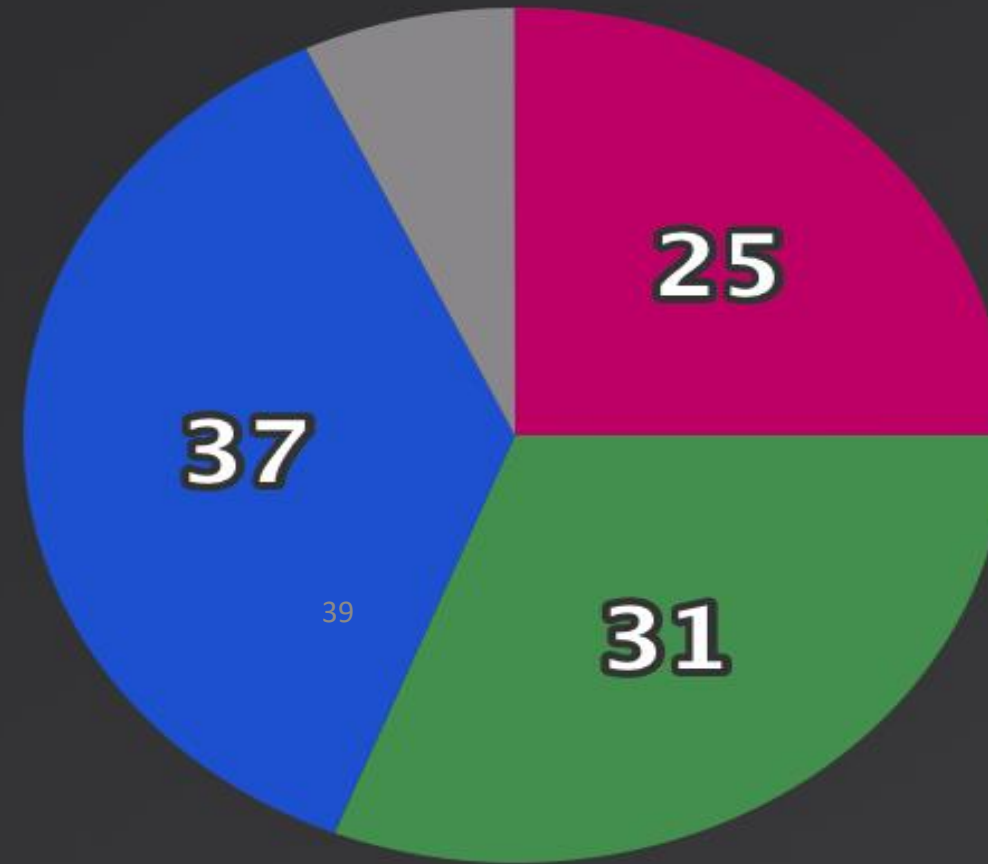
NHK データ公開

読売、産経FNNは、非公開（信用性？）

下記グラフは「あすには」作成

選択的夫婦別姓 どうすべきか

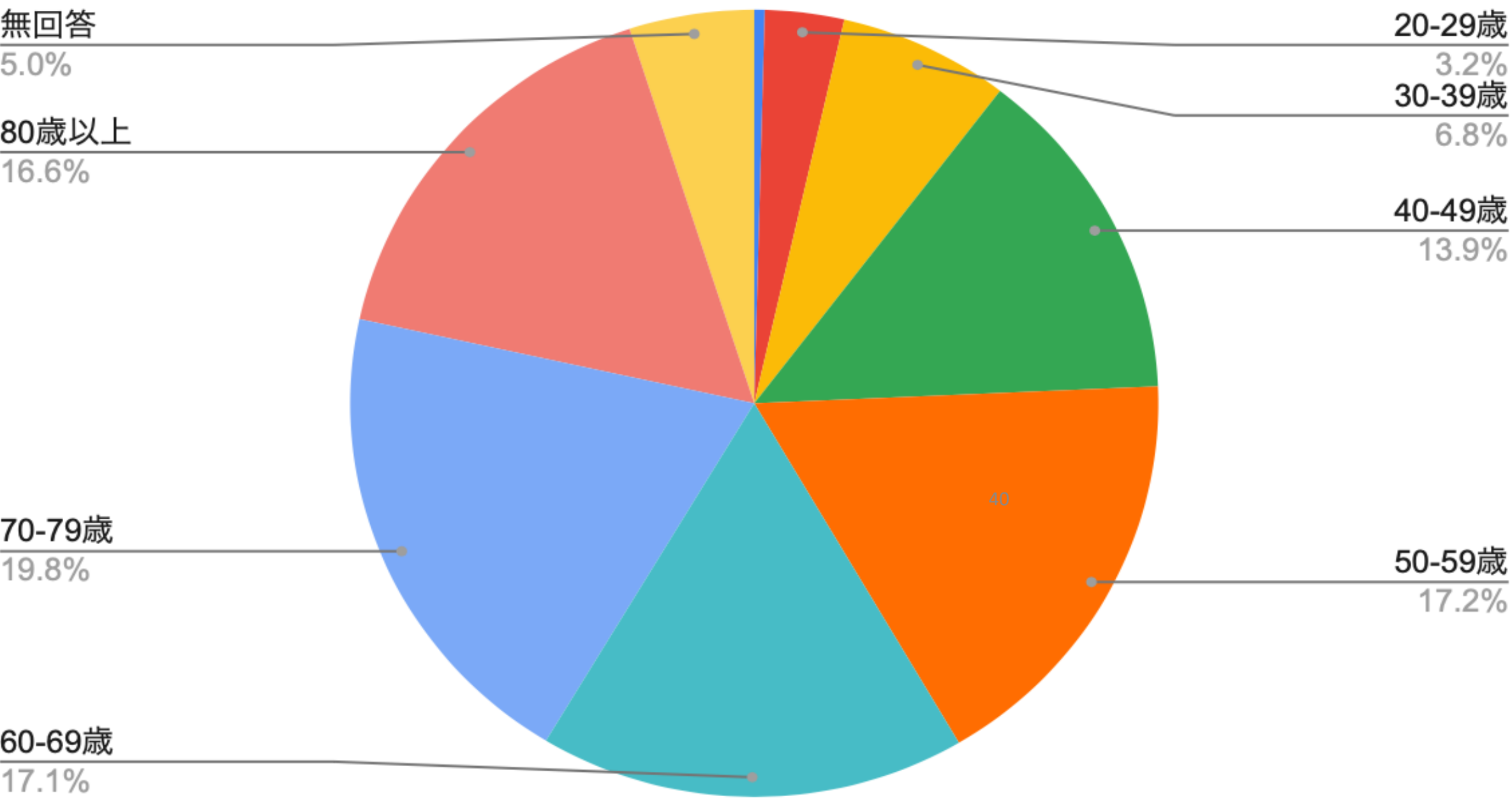
(%)



- 「選択的夫婦別姓」を導入すべき
- 「夫婦同姓」を維持し旧姓の通称使用を認める法制度を拡充すべき
- いまの「夫婦同姓」の法律のままでよい
- わからない・無回答

60歳以上(642人)が、 18～39歳(125人) の5.1倍
下記は「あすには」作成グラフ

NHK調査 回答数の年齢層



年齢層	回答数	割合
18-19歳	5	0.4%
20-29歳	38	3.2%
30-39歳	82	6.8%
40-49歳	167	13.9%
50-59歳	207	17.2%
60-69歳	205	17.1%
70-79歳	238	19.8%
80歳以上	199	16.6%
無回答	60	5.0%
合計	1201	

通称拡大の現状・限界

1 公的証明文書 ○ ただし 旧姓併記	住民票 マイナカード 印鑑証明 運転免許証 パスポート(ICチップは戸籍氏のみ) 法人登記簿 不動産登記簿 国家資格
2 公的文書 ×	介護保険 年金関係 税金 種々の行政文書
3 民間で	銀行・信金 ○～× 証券会社 × クレジットカード ほとんど× 会社生活(○～×) 種々の契約(○～×)

三次訴訟第2準備書面 <https://www.call4.jp/file/pdf/202410/039c03b2fd06fe45a120a61091fa6c75.pdf>

現行の「通称」 問題と限界

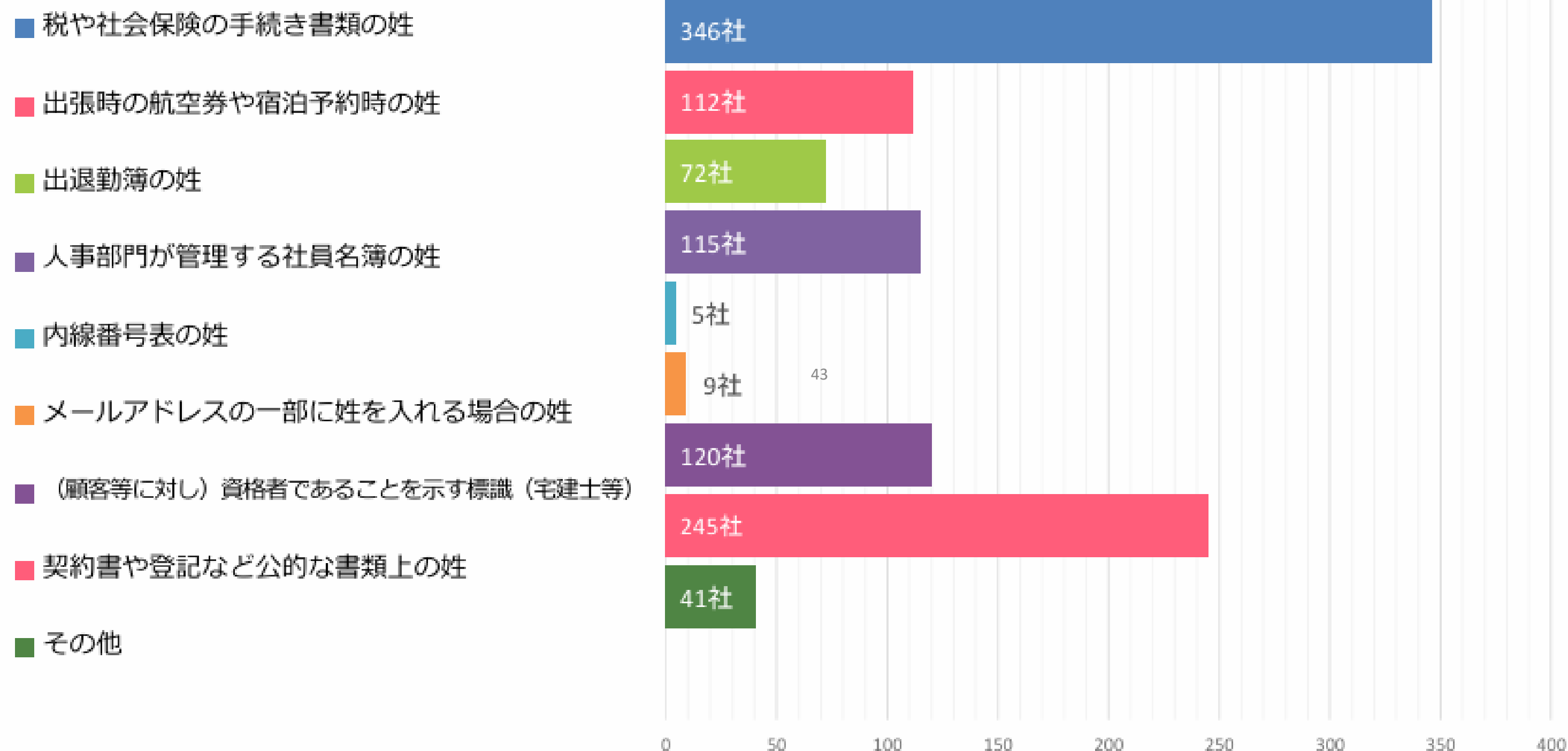
- 1 アイデンティティの喪失を解消しない。
- 2 公的文書の一部だけ、旧姓「併記」にすぎない。
「併記」は、旧姓単記につながらない
ex旧姓併記のマイナカードで受診しても、病院カルテは戸籍姓
- 3 民間では、旧姓使用は保障されない
認める職場でも契約書等重要文書は戸籍名
経団連調査でも半分以上で認めていない 2024年6月
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044_kekka.pdf#page=1
場面による使い分けの管理は、煩雑 コスト高
- 4 海外で通用しない パスポートのICチップは戸籍名のみ 混乱・疑惑・トラブル
- 5 金融機関の本音は消極的 システム改修・管理のコストと手間 個別に断る例も
証券会社は全く不可 証券保管振替制度 名寄せ・課税・マネロン

男女共同参画局HPに通称の具体的限界例 R2意見募集結果

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka3-3-4.pdf

日本経済団体連合会アンケート 2024年6月18日

従業員の通称使用を認めている企業においても、税や社会保険の手続書類をはじめ、宿泊予約や出退勤簿の名簿等、**様々なシチュエーションで通称使用は認めることができない、あるいは認めていない。**



3. (通称を認めている会社について) 企業の現場で、社員の戸籍姓を使用すること、あるいは通称を使用することにより、困っていることなどがあればお書きください。(記述式、抜粋)

照合作業の手間

- ✓ 税務や社会保険の書類作成時に、戸籍上の姓を使う必要があるため、通称との照合作業が煩雑。
- ✓ 給与振り込み、郵便物の配布、年末調整等、特定の業務で照合作業が発生し煩雑。
- ✓ 健康保険組合・市役所・税務署など公的機関から届く書類の配付時や手続きに戸籍上の姓との照合が必要となり、業務効率が低下。

社員の混乱

- ✓ 様々な書類や帳票において、通称と戸籍姓の統一が確立できておらず、混乱を招いている。
- ✓ 通称と戸籍姓が一致しているのは、人事や経理など一部の⁴⁴人しかいないため、通称を使用している社員に対し、戸籍上の姓宛で郵便物が届いた場合、配布担当者が配布先を特定できずに戻されることがある。
- ✓ 通称と戸籍姓のどちらで呼ぶべきか、呼称の混乱を招いている。

システム対応

- ✓ 社内システムが通称使用に対応していないため、管理が煩雑。
- ✓ 通称と戸籍上の姓のデータが統一されていないため、管理が困難。

旧姓通称拡大 から 通称の法制化 の議論へ

1996年から 世論調査の3択の1つに入る

2010年 高市議員案

2024年から 複数の通称法制化案が議論される(自民議員)

2025年 国会で初めて通称法制化法案提出(日本維新の会)

高市議員の通称使用法案(旧姓併記案)

の戸籍

2010(平22)～

【旧姓の通称使用案における戸籍記載のイメージ】

本籍						東京都千代田区平河町一丁目四番地						氏名		甲野義太郎	
平成四年三月十日編成															
昭和四拾年六月貳拾壹日東京都千代田区 で出生同月貳拾五日父届出入籍						平成四年三月十日乙野梅子と婚姻届出東 京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸男 戸籍から入籍									
父		母		夫		妻		出 生		父		母		長	
甲野 義太郎		松子		義太郎		梅子		昭和四拾年三月八日		乙野 忠治		春子		長女	
男		男		郎		子									
旧姓通称使用の届出															
平成四年三月十日東京都千代田区で出 生同月合日父届出入籍															

選択的夫婦別氏制案 と 旧姓通称使用法案 比較 (法制審案) (日本維新の会案)

法案の比較

	96年法制審案	通称使用法案 (2025年 日本維新の会案)
夫婦の氏	同氏または別氏 (民法改正)	同氏のみ (民法改正しない・戸籍法改正)
アイデンティティ	双方が氏(民法上の氏・戸籍氏)を 失わない選択ができる アイデンティティ維持	一方は氏(民法上の氏・戸籍氏)を失う アイデンティティ喪失 おきうる
婚姻後も婚前氏を なのるには	何もしない	旧氏を通称として称する旨を届け出る
ダブルネームか	氏は1つ	ダブルネーム 戸籍氏と旧氏 紐づけ煩雑
法令により氏名記載 を要する国の文書	戸籍氏	旧氏届出者は 旧氏単記 夫婦の氏(戸籍氏)は 使用不可
その他公私の団体	戸籍氏 (配偶者の氏の通称使用は可)	事業者等民間の旧氏単記は 努力義務 戸籍氏・旧姓併記ありうる
現行の旧姓 併記制度	維持 婚姻改姓・旧氏併記も可	維持 2つの通称制度並存 (旧姓併記と旧姓単記)

	96年法制審案	通称使用法案(日本維新の会案)
子の氏 戸籍筆頭者	同氏夫婦の子 夫婦の氏 別氏夫婦の子 父または母の氏 戸籍筆頭者の氏=子の氏	子の氏 夫婦の氏 戸籍筆頭者の氏=子の氏
子の氏 統一か	原則統一	統一
父母婚姻中の 未成年子の 氏の変更	別氏夫婦の子 特別事情+家裁許可により変更可	届出旧氏への変更は不可
戸籍の形	夫婦親子同籍 インデックス(冒頭の戸籍筆頭者氏名・本籍)も現在と同じ	
戸籍制度 の根幹とは	夫婦親子同籍 (戸籍の機能は、個人の特定・親族 関係の公証・検索)	夫婦親子同氏同戸籍 ダブルネームで個人の特定機能半減
必要な 法改正 コスト	民法、戸籍法のほか2法	約650法令、2700政省令の改正必要 コスト高 ここまでの拡大で約180億円

通称法制化案 の問題

- 1 本名としての婚前氏(民法上の氏・戸籍氏)を失い、
アイデンティティの喪失感をもつ人がいる
- 2 改姓した「夫婦の氏・民法上の氏・戸籍氏」は公的に使えない。無意味。
戸籍の根幹をかえってゆらがせている
「自分の氏なのに使えない氏(夫婦の氏)を婚姻の入口で選ばせる」ことは
一般人の感覚に反する。
- 3 ダブルネーム 2つの氏を戸籍に登録。氏名の「個人特定機能」を低下させる。
戸籍氏と旧氏の紐づけという煩雑な作業を官民に増やす。コスト高
戸籍のどこにも氏と名を連ねた「氏名」がない わかりにくい 外国語訳が困難
「戸籍氏名こそ本名」感は消えない
- 4 夫婦同姓を選び、適宜、旧姓を通称使用したいという人は、これまでの
旧姓通称拡大策でたりる。
- 5 届出旧氏単記では、外観は、夫婦別姓 親子別姓
「家族の一体感失う。子どもがかawaiiそう。」批判はそのままあてはまる

なんでそんな
に複雑に
するの？

戸籍制度の根幹を破壊する、というけれど……

夫婦別姓で戸籍がなくなる
戸籍が家族単位でなくなる

← 反対のための嘘
法制審では夫婦親子同籍
が必要と結論づけた

【別氏夫婦の戸籍】		背景色黄色が現行戸籍からの変更部分
(2の1)		全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日	
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治	

法制審案の戸籍
戸籍筆頭者があり家族単位

【名】→【氏名】
義太郎→ 甲野義太郎
梅子 → 乙野梅子

黄色マーカー 変更部分
<https://www.moj.go.jp/content/001357684.pdf>

【別氏夫婦の戸籍】

背景色黄色が現行戸籍からの変更部分

(2の1)		全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日	
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治	

拡大すると

通称使用法案の戸籍 旧氏欄を2行追加

	【配偶者氏名】 甲野幸雄 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目 4 番地 甲野幸雄
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 平成 8 年 1 月 8 日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女
身分事項	
出 生	【出生日】 平成 8 年 1 月 8 日 【出生地】 京都市北区 【届出日】 平成 8 年 1 月 1 0 日 【届出人】 父
婚 姻	【婚姻日】 令和 4 年 1 月 1 0 日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市北区小山初音町 1 8 番地 乙野忠治
	追加部分 { 【通称とする旧氏】 乙野 【届出日】 令和 4 年 1 月 1 0 日
戸籍に記録されている者	

選択的夫婦別姓の法的根拠

氏か婚姻か 過酷な二者択一
別姓選択肢がない点について違憲

憲法13条違反 「氏名に関する人格的利益」の保障

憲法14条違反

約95%が夫の氏 「機会の平等の実質的保障」

憲法24条1項違反

「婚姻をするについての自律的な意思決定」の保障

憲法24条2項違反

「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した立法」の要請

女性差別撤廃条約違反 16条1項g 姓を選択する権利の平等
自由権規約違反 3、23条



三次訴訟 東京・札幌
事実婚5組、法律婚1組
立法不作為に基づく国賠請求等

憲法13条 個人の尊重

氏名に関する人格的利益、とりわけ、**氏の変更を強制されない自由** は、13条により保障される。

人は、一人で生きるのではなく、社会の中で他者とコミュニケーションをもって生きる存在
そこでは、他者から識別され承認を受けることは、13条の「個人として尊重される」ことの前提

氏名は、他者から識別され承認されるのための結節点(つなぎ目)

氏名は、個人の人格の象徴 人格権の一内容である(昭和63年最高裁判例)

その重要な氏名を、意思に反して変更を強制されることは、憲法13条の保障する人格権の侵害

2015年最大判も

「氏が名とあいまって、個人を他人から識別し特定する機能を有するほか、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格を一体として示すものであるから、氏を改める者にとってそのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、・・・という不利益が生じたりすることは否定できず」とした(ただし、13条の権利とせず、24条で考慮すべき事項とした)

アイデンティティとは、自分とは何者であるかという感覚、意識、理解のことです。

これはまさに、簡単にいうと、自分らしさというのを、自分でしっかり感じられる心、そして行動できる力になってきます。

ですので、アイデンティティがないと、今の世の中は生きていけません。

57

アイデンティティを脅かされることは、自分らしさを否定されることになりますので、本当に生きることが苦しくなるということを知っておいていただきたいと思います。

世界では「氏の保持は人権」すでに確立

国連女性差別撤廃委員会 改正勧告 2003年、2009年、2016、2024年(4度目)
2年以内のフォローアップ報告
自由権規約委員会 改正勧告 一般的意見2回 2022日本政府に勧告

1976年 米国 全州において、婚姻後の氏の選択が可能に

1978年 欧州評議会 民法における夫婦の平等に関する決議

1979年 女性差別撤廃条約採択

1985年 日本 女性差別撤廃条約批准

1991年 ドイツ違憲決定 93年に共通氏を定めない場合に別姓とする法改正

2003年 アフリカ連合 女性の権利に関する議定書(マプト議定書)6条f

「⁵⁸婚姻した女性が、婚姻前の氏を保持する権利、あるいは、婚姻前の氏を夫の氏とともに、あるいは単独で、自由に使用する権利」を締約国が保障

2003年 タイ違憲判決 05年別姓婚可能に法改正

2014年 トルコ「妻が婚前氏を保持できないことは違憲」とする判決 15年家裁申請により別姓婚可に

2025年 9月南ア憲法裁判所判決 夫が妻の姓を名乗れない点 不合理な性差別

世界では 子の氏を選択の平等化 に議論は移行

	別姓夫婦の子の氏
米国	州により異なる exテネシー州 父の氏、母の氏、複合氏
カナダ	州により異なる 父の氏、母の氏、複合氏
イギリス	父の氏、母の氏、創作氏
ドイツ	父の氏、母の氏、複合氏 子の氏統一
フランス	父の氏、母の氏、複合氏 複合氏の順の合意ができないときはABC順 子の氏統一 02年改正(もとの慣習法は父の氏のみ)
イタリア	父の氏、母の氏、複合氏 22年違憲判決(母の氏を承継できないのは子のアイデンティティを損なうとした) 59
ノルウェー	父の氏、母の氏、複合氏 出生6か月以内に定まらないと母の氏
韓国	父の氏、母の氏(25年までに父姓優先廃棄予定、18年24年CEDAW改正勧告)
中国	父の氏、母の氏 子の氏は統一しなくてもよい
台湾	父の氏 母の氏 合意がない場合は戸政事務所で抽選

詳細は三次訴訟の[原告第9準備書面](#)

最高裁の女性裁判官の数

政府目標 「2020年までに指導的地位における女性の割合を30%程度にする」・先送り
cf「2030年までに女性役員比率を30%以上」「女性版骨太の方針2023」

• 1994年-1997年	1人	高橋久子	（元労働省婦人少年局長）	約50年間0人だった
• 1997年-2001年	0人			
• 2001年-2008年	1人	横尾和子	（元アイルランド大使）	
• 2008年-2010年	1人	櫻井龍子	（元労働省女性局長）	櫻井さん戸籍姓
• 2010年-2013年	2人	櫻井・岡部喜代子	（元裁判官・慶応大教授）	
• 2013年-2017年	3人	櫻井・岡部・鬼丸かおる	（弁護士）	2015最大判
• 2017年-2018年	2人	岡部・鬼丸		
• 2018年-2019年	3人	岡部・鬼丸・宮崎裕子	（弁護士）	宮崎さん通称
• 2019年2月-3月	2人	岡部・宮崎		
• 2019年3月-2019年10月	1人	宮崎		
• 2019年10月-2021年7月	2人	宮崎・岡村和美	（元消費者庁長官）	2021最大決
• 2021年7月8日-2021年7月15日	1人	岡村		
• 2021年7月16日-2023年11月5日	2人	岡村・渡邊恵理子	（弁護士）	渡邊さん通称
• 2023年11月6日-2025年7月23日	3人	岡村・渡邊・宮川美津子	（弁護士）	
• 2025年7月24日- 現在	4人	岡村・渡邊・宮川・沖野眞己	（学者）	4人になって3か月

最高裁になぜ女性を増やさなければいけないのか の質問に

一次判決 櫻井龍子元裁判官 自由と正義2021年7月号

特に例として申し上げたいのは、夫婦別姓訴訟のことです。・・姓が変わることによる精神的苦痛、実際的不利益の重大さが実感として分からないんだなと。・・一人の個人の権利ないし利益の侵害の重大さ、そこがどうしても通じなかったですね。

一次判決 鬼丸かおる元裁判官 LIBRA20巻9号

やはり男性は家の問題になると、他の事案には民主的だった方もかなり強行的に反対されるという感じでした。・・性別に関することになると男女差が表面に出やすいと感じます。・・人口比で女性の最高裁判事を増やすべきだと思います。